

香川県広域水道事業体設立準備協議会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、香川県広域水道事業体設立準備協議会規約（以下「規約」という。）第 11 条第 3 項の規定に基づき、香川県広域水道事業体設立準備協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、規約に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（基本的事項の決定）

第 2 条 協議会の担任する事務に関する基本的な事項は、出席者の総意をもって決定する。

（議事録）

第 3 条 会議の議事については、会議の日時、場所、審議事項、議事の経過の概要を記載した議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第 4 条 会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（補則）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 日から施行する。